

居宅介護支援事業重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年大阪市条例第20号）」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 育 和 会
代表者氏名	理事長 山住 俊晃
所在地	大阪市生野区巽北3丁目20番29号

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	育和会居宅介護支援センターひまわり
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 第2772200107号
所在地	大阪市生野区巽西2丁目9番31号
連絡先	電 話 06-6751-7290 FAX 06-6751-8900
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市生野区、平野区及び東大阪市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	育和会居宅介護支援センターひまわりの介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営方針	1. 利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう、公正中立に行う。 4. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。 5. 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までは、休業日。
営業時間	午前9時から午後5時まで。 なお、緊急連絡等必要に応じて常時利用者の相談に対応できます。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	大石 涼介 (介護支援専門員兼務)
---------	-------------------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
主任介護支援専門員及び介護支援専門員	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。	3 名 ただし、必要に応じて増員する。

(5) 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	1ヵ月当たりの料金	1ヵ月当たりの利用料（介護保険不適用の場合は、利用者負担）
1 居宅サービス計画の作成 2 居宅サービス事業者との連絡調整 3 サービス実施状況把握、評価 4 利用者状況の把握 5 給付管理 6 要介護（支援）認定申請に対する協力、援助 7 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」をご参照ください。	左の1～7の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	【別 項】	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

【別 項】 1ヵ月あたりの料金（介護保険適用者は全額介護保険者負担）

要介護1・2 12,076円

要介護3・4・5 15,690円

上記利用料金の他に、下記が加算されます。

○初回加算 3,336円

新規に居宅サービス計画を作成、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
要介護状態区分の2区分以上の変更認定を受けた場合。

○入院時情報連携加算（Ⅰ）	2, 780円	介護支援専門員が当該病院の職員に対して入院した日の内に情報提供を行った場合。
○入院時情報連携加算（Ⅱ）	2, 224円	介護支援専門員が当該病院の職員に対して入院した日の翌日または翌々日に情報提供を行った場合。
○退院・退所加算		
連携1回 カンファレンス無	5, 004円	退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の調整を行った場合。 退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加。
連携1回 カンファレンス有	6, 672円	
連携2回 カンファレンス無	6, 672円	
連携2回 カンファレンス有	8, 340円	
連携3回 カンファレンス有	10, 008円	
○緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 224円	1月に2回を限度。病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの利用調整を行った場合。
○通院時情報連携加算	556円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
○特定事業所加算（Ⅰ）	5, 771円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生大臣が定める基準に適合する場合。
○特定事業所加算（Ⅱ）	4, 681円	
○特定事業所加算（Ⅲ）	3, 591円	
○特定事業所加算（A）	1, 267円	
○特定事業所医療介護連携加算	1, 390円	特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得しかつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行うとともにターミナルケアマネジメント加算を年15回以上算定している場合。

○ターミナルケアマネジメント加算 4,448円

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

○同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

所定単位数の95%を算定

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者(サービス付き高齢者向け住宅等の利用者)指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者

3 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価について

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、必要なケアマネジメント業務や給付管理についての準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬が算定されます。

4 その他の費用について

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、居宅訪問に係る交通費の実費をいただくことがあります。

5 利用者の居宅への訪問頻度について

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、利用者の要介護認定有効期間中、概ね1ヵ月に1回程度とします。

ここに記載する訪問回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6 利用料、その他の費用の請求及び支払いについて

(1) 利用料、その他の費用の請求

ア 利用料、その他の費用は、利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。

イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者宛てお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。

(2) 利用料、その他の費用の支払い

ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ請求月の15日までに支払ってください。

イ お支払いいただきましたら、必ず領収書をお渡しいたしますので保管してください。
なお、利用料、その他の費用の支払いについて、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただくことになります。

7 感染症や災害の対応力強化について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

8 秘密の保持と個人情報の保持について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- (2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9 医療介護情報連携におけるネットワークシステムの利用について

医療介護関係者の連携を円滑に図るために開発され、医療介護分野の展開に求められるセキュリティ、アクセス制限及び管理体制が整った完全非公開型の医療介護専用システムを利用するにあたり、利用者に対して説明し、同意を得るものとします。

10 ハラスメントの防止について

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します
 - ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 介護支援専門員その他従業者に対する心理的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）
 - ④ 介護支援専門員その他従業者に対して金銭や金品の要求（借入りの要求も含む）

1 1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

1 2 入院時について

事業者は利用者が入院となった場合、医療機関の関係者と連携を図り、利用者の退院支援等を行います。利用者又はその家族は、入院の際には事業所名と担当の介護支援専門員の名前を医療機関の関係者にお伝え下さい。

1 3 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った指定居宅介護支援の提供により、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。

1 4 公正中立なケアマネジメントについて

- (1) 利用者は事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所等について複数の事業所の紹介を求める事ができます。
- (2) 利用者は事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

1 5 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

1 7 居宅介護支援に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 育和会居宅介護支援センターひまわり 介護支援専門員 氏名 大石 涼介	所在地 大阪市生野区巽西 2-9-31 電話番号 06-6751-7290 FAX 番号 06-6751-8900 受付時間 午前9時～午後5時
【市町村の相談窓口】 大阪市生野区保健福祉センター 保健福祉課（介護）	所在地 大阪市生野区勝山南 3-1-19 電話番号 06-6715-9859 FAX 番号 06-6717-1160 受付時間 午前9時～午後5時30分
【市町村の相談窓口】 大阪市平野区保健福祉センター 保健福祉課（介護）	所在地 大阪市平野区背戸口 3-8-19 電話番号 06-4302-9859 FAX 番号 06-4302-9943 受付時間 午前9時～午後5時30分
【市町村の相談窓口】 東大阪市健康福祉局 福祉部 高齢介護室 介護認定給付課	所在地 東大阪市荒本北 1-1-1 電話番号 06-4309-3186 FAX 番号 06-4309-3814 受付時間 午前9時～午後5時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通F Nビル内 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

上記の受付時間は、土曜日、日曜日および祝日を除きます。

重要事項説明書の説明年月日
令和 年 月 日

上記内容について、「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 20 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市生野区巽北 3 丁目 20 番 29 号	
	法人名	医療法人 育 和 会	
	代表者名	理事長 山住 俊晃	印
	事業所名	育和会居宅介護支援センターひまわり	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所		
	氏 名		印
代理人	住 所		
	氏 名		印